平成２７年（フ）第１０５７２号
東京都足立区保木間５丁目14－１
債務者　小川美佐子
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０５９９号
東京都東村山市富士見町２丁目９－１－101
債務者　村上　　誠
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０６０８号
東京都豊島区南大塚３丁目２－５－302
債務者　梅田　雄二
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０６０９号
東京都練馬区旭町２丁目39－１－408
債務者　松永　利光
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０６１１号
東京都練馬区平和台４丁目19―10―503
債務者　中川　哲也
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１３１号
神奈川県茅ヶ崎市甘沼869番地　湯川荘第２アパート
債務者　齋藤　里史
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１７８号
横浜市鶴見区駒岡４丁目６番50号　第三秋山荘206
債務者　田澤高男こと　田澤　高勇
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５０７号
静岡県浜松市東区小池町1567番地　エムズ小池104号
債務者　鈴木　美穂
1　決定年月日時　平成27年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第６５０号
静岡市駿河区下島190番地の２　アーバニティ小澤103号
債務者　水野　哲也
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８９号
栃木県小山市大字乙女448番地６
債務者　髙橋　昌三
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月26日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第８５４５号
東京都新宿区西落合１丁目４－13―202
債務者　網嵜　俊幸
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月25日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９３８９号
東京都葛飾区お花茶屋１丁目７－12―102
債務者　成塚　　正
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月25日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９４０９号
東京都渋谷区代々木５丁目12―10―503
債務者　恒松　遥生
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月25日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９４４４号
東京都練馬区豊玉中２丁目19－８－102
債務者　根津　聡美
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月25日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８０１号
東京都日野市東豊田４丁目12番地の12
債務者　伊丹　　豊
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月25日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

第三種郵便物認可　明治三十五年三月三十一日

発行所　独立行政法人国立印刷局　〒一〇五―八五四　東京都港区虎ノ門二丁目四番五号　電話　03（3587）4294
定価　本紙一カ月一、六四二円（本体一、五一〇円）　一部一、六〇円（本体一、五〇円）　（配送料別）